



Title	保険会社の取締役等の兼職制限
Author(s)	石田, 満; ISHIDA, Mitsuru
Citation	北大法学論集, 38(5-6下), 287-309
Issue Date	1988-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16610
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(5-6)2_p287-309.pdf



保険会社の取締役等の兼職制限

石 田 満

一 はしがき

一 生命保険会社、損害保険会社のいづれであるかを問わず、会社の常務に従事する取締役もしくは監査役または支配人が他の会社の常務に従事しようとする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない（保険業法〔昭和十四年三月二十九日法律第四一号〕六条）。保険会社の常務に従事している役員等が他の会社の事業に関係することによって保険契約の締結、保険会社の資産運用等の面で弊害が生ずるおそれがあるので、それを防止し、かつ保険事業の健全性を維持するとともに、これらの役員等を保険事業に専念させて精力が分散されることのないように図った規定である。⁽¹⁾これに違反した場合には罰則の規定が適用される（保険業法一五二条二号）。

この常務役員等の兼職制限についての規定は、昭和十四年改正保険業法ではじめて設けられたものである。これは、

昭和一二年一月に設置された保険業法改正調査委員会に対する政府の「保険行政ノ整備改善ヲ図ル為保険業法中改正スベキ事項如何」の諮問事項に答える「保険業法中改正の要綱」第四に「役員ノ解任命令に関する規定を整備し及常務役員ノ兼業の認可に関する規定を設くること」とあり、この答申要綱に基づくのである。⁽²⁾

相互会社の取締役について、明治三三年旧保険業法（明治三三年法律第六九号）四八条は「取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非サレハ同種ノ保険ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員、業務担当社員、取締役又ハ監査役ト為ルコトヲ得ズ」と規定していたが、昭和一四年改正保険業法は、この規定を五五条として「取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非ザレバ同種ノ保険ヲ目的トスル他ノ会社ノ取締役又ハ監査役トナルコトヲ得ズ」と規定し、「無限責任社員、業務担当社員」の文言を削除した。さらに昭和二六年改正保険業法（昭和二六年法律第二一五号）は、この規定を全部削除した。しかし、もちろん相互会社の取締役が当然に同種の保険を目的とする他の会社の取締役または監査役となることを認める趣旨ではなく、保険業法六条の規定および独占禁止法の役員兼任の制限に関する規定（一三条・一七条）にゆだねる趣旨と解される。

二 金融関係業法たとえば比較的新しく成立した銀行法（昭和五六年法律第五九号）七条は「銀行の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない」と規定し、役員ノ兼職制限の規定をおいている。なお、昭和二年銀行法一三条（昭和二年法律第二一号）は「銀行ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」と規定し、「支配人」を含めていたが、保険業法六条と異なり、「監査役」については兼職制限の規制の対象としていなかったものである。また、証券取引法（昭和二三年法律第二五号）四二条は「証券会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない」と規定している。銀行法と異なり、「事業を営んではならない」と

して、自ら事業を営むことにつき制限される旨の規定を付け加えている点が注目される。

日本においては明治三三年旧商法第一編第一章第六節「保險營業ノ公行」において、保險監督法に関する規定を設けており、その後、明治三三年旧保險業法においてはじめて、今日の保險業法の原典となる保險監督法が成立し、昭和一四年改正保險業法は、これを抜本的に改正して、今日に至っているのである。他の金融関係業法たとえば銀行法は昭和五六年に大改正があり装いを新たにしている等、今日のそれぞれの金融機関の実態に即応した改正がなされているのであるが、保險業法は、多少の手直しがなされてきてはいるものの抜本的改正がなされないまま今日に至っているのである。この観点から、常務役員の兼職制限を定めた保險業法六条の規定を他の金融関係業法と比較して多少の検討を試みることにする。あわせて、国会提案までに至らなかつたが、昭和二五年一二月に公表した保險業法改正法律最終草案の役員の兼職または兼業の制限に関する規定についても参酌すべきところ少なくないので、再度、見直してみたい。

三 他業の禁止に関する立法例として、西ドイツ保險監督法八二条一項は「保險事業が監督に服さない他の事業に参加し、かつ、その方法および範圍において保險事業を危うくするおそれがあるときは、監督官庁は、保險事業に対し参加の継続を拒絶し、または第五七条から第六三条までの規定によりその事業の費用もしくは保險事業の費用でその事業を検査させることを条件とする場合にかぎり、参加を許可することができる。それらの事業がこれを拒絶し、または検査に際し参加に対する疑惑が生じたときは、監督官庁は、参加の継続を拒絶しなければならない」と規定し、さらに同条二項は「保險事業の取締役員または監査役員が他の事業の業務執行に対し決定的な影響を及ぼし、または及ぼすことのできる地位にあるときも第一項の意味での参加とみなされる」と規定している。この二項の規定が、日本の保險業法六条の常務役員の兼職制限に関する規定に相当する。

西ドイツ保險監督法は、参加 (Beteiligung) についての定義規定をとくに設けていない。通常、資本参加 (Kapital-

Beteiligung)を意味する。この点、西ドイツ株式法一五二条二項は、資本金の二五パーセントになる資本金会社の持分を、疑わしいときには資本参加とみなす旨を規定し、さらに、同法一五一条一項は、貸借対照表に掲記すべきことを要求し(資産の部II B 1)、さらに同法一五七条一項八号は、損益計算書に掲記すべきことを要求している。ただ、上記西ドイツ保険監督法八二条二項は、保険事業の取締役員または監査役員が他の事業の業務執行に決定的影響 (massgebende Einfluss)を及ぼし、または及ぼすことのできる地位にあるときも参加とみなす旨を規定しており、本条にいう「参加」は、たんに資本的参加だけに狭くかざる趣旨ではないことを明らかにしているといえよう。

フランス保険法典旧R三二二—一七条(国有企業の取締役会およびその役員)は「国の代表者に関する場合を除き、なんびとも複数の国有企業の取締役になることはできない。……」と規定していた。しかし、一九八四年四月二四日デクレ八四—三〇二号による改定においては、この条項はない。

ニューヨーク州保険法(一九八四年)一一一八条は「なんびとも同じ保険取引種目を直接引き受けているか、または過去二年間引き受けてきた二つ以上の本法に基づく保険者の取締役となつてはならない。ただし、取締役兼任が保険事業において、実質的に、一般に競争を減退させるかまたは独占をもたらす手段として用いられていないときはこのかぎりではない。この制限にかかわらず、資格のある者は、別段禁止されていない共同所有もしくは経営のもとにある二つ以上の保険者の取締役となることができる。ただし、その兼任取締役が一般に保険事業における競争を実質的に減退させる手段として、またはその事業における独占をもたらす手段として用いられないときにかぎる」と規定している。

ニューヨーク州保険法は、原則として同じ保険取引部門を直接引き受ける二つ以上の保険者の取締役いわゆる兼任取締役(interlocking director)となることを禁止しているが、競争を実質的に制限したり、また独占をもたらさないことを条件としている。日本の独占禁止法上の兼職禁止条件に相当するものである。

(1) 高橋俊英編・金融関係法Ⅱ(昭和三九年、日本評論社)二六六頁、保険業法研究会編・最新保険業法の解説(昭和六一年、大成出版社)五八頁参照。

(2) この要綱については、生命保険協会編・昭和生命保険史料第三卷戦争期(1)(昭和四七年)八頁以下参照。

(3) Vgl. Goldberg-Müller, Komm. zum Versicherungsaufsichtsgesetz, 1980, Anm. 4 zu §82.

二 兼職制限を受ける役員等

一 保険業法六条の兼職制限の適用を受ける者は、保険会社の常務に従事する取締役もしくは監査役または支配人である。

(一) 取締役については、「常務ニ従事スル」取締役であり、その者は、事実上保険会社の日常の業務を行う者である。その役職名のいかんを問わない。したがって、取締役会長または顧問と称する者であっても事実上常務に従事せず、たんに名義だけの名目的取締役であれば、保険業法六条の適用はないことになる。また、専務取締役または常務取締役と称する者は、多くは事実上も常務に従事しているものと考えられるが、もし常務に従事していなければ保険業法六条の適用はないことになるが、実際にはまれなことであろう。⁽¹⁾

監査役については、常務に従事する監査役であり、常勤監査役とか常任監査役である(商法特例法一八条二項参照)。監査役であっても非常勤監査役であれば、保険業法六条の適用がないことになる。また、常勤監査役や常任監査役という名称が用いられていても、もし常務に従事していなければ、この規定の適用がないことになるし、また逆に常勤監査役や常任監査役という名称が用いられず、たんに監査役という名称が用いられていても、常務に従事しているならば、この規定の適用を受けることになる。

保険業法六条は、常務に従事する監査役について他の会社の常務に従事することを制限しているが、すでにみたように、銀行法や証券取引法では、監査役についてとくに兼職を制限する規定を設けていない。商法は、監査役の場合、その会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人を兼ねることはできない（商法二七六条）と規定するだけであつて、これもまた監査役が他の会社の役員を兼ねることについて制限規定を設けていないのである。したがつて、保険業法六条も銀行法や証券取引法にならつて監査役を兼職制限の対象から排除してもよいと考える。

次に支配人についてみてみる。支配人とは、営業主に代つて営業に関するいつさいの裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する商業使用人である（商法三八条一項）。株式会社の支店長などがこれにあたる。また、保険会社で実際に「支配人」という名称を付与している例があるが、この場合にも営業に関するいつさいの裁判上または裁判外の行為をなす権限を有すれば、もとより名実ともにここでいう支配人にあたる。支配人の場合も同じく常務に従事している場合に限り本条の適用があり、もし支配人という名称が用いられていても、支配人としての代理権が与えられていない以上は、本条の適用がないことになる。

ところで、商法四一条一項は「支配人ハ営業主ノ許諾アルニ非ザレバ営業ヲ為シ、自己若ハ第三者ノ為ニ営業主ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ会社ノ無限責任社員、取締役若ハ他ノ商人ノ使用人ト為ルコトヲ得ズ」と規定している。支配人は、会社の無限責任社員、取締役および他の商人の使用人となるためには、営業主の承諾が必要となる。支配人については、商法で一応兼職制限の規定を設けているのであるから、この点についても銀行法や証券取引法と同じく保険業法六条の兼職制限の対象から除外してよく、支配人についてまで監督官庁が干渉する必要はなく、保険会社の判断にゆだねてもよい。

なお、保険業法四二条は、商法四一条の規定を相互会社に準用している。ところで、生命保険会社の支社は、営業所

としての実体がなく、支社長は、支配人としての代理権を有さないものとされている。しかし、実際にも「総局」、「本部」、「事務センター」等と称して、保険契約の締結や保険金の支払決定等、会社の基本的業務を行っている例があるが、このような業務を行っているのであれば、商法上の営業所としての実体を有し、その長は支配人としての代理権を有するものと考えられる。このような場合に、保険業法四二条が商法四一条の規定を相互会社に準用している意味がある。²⁾

(二) 保険業法六条は、保険会社の常務に従事する役員等が「他ノ会社」の常務に従事する場合に、主務大臣の許可を受けなければならないと規定している。「他ノ会社」とは、その取締役などの所属する保険会社と異なる会社であり、株式会社だけでなく、またそれが保険会社であるとそれ以外の会社であることを問わない。保険業法六条は、他の「会社」の常務に従事することを制限しているのであり、したがって会社組織でない法人や組合等の常務に従事することにはこの規定の適用がない。銀行法や証券取引法も同じく「他ノ会社」の常務に従事することだけを制限している。この点、兼職制限について規定していた旧銀行法一三条の解釈として、会社形態によらない営業、公益法人等については兼職制限を設けていないが、これは本法制定当時における実情（経営に適した人物の少ないこと、実際の慣習として兼業役員の多いこと等）に制約されたやむをえない結果であつて、行政指導によつて適宜その徹底を図る趣旨とされていた。³⁾ 保険業法六条が他の「会社」の常務に従事することだけを制限した趣旨も同じであると解される。最近では、各保険会社ともに、保険事業の社会的・公共的役割を果たすべく財団等を設立しているのである。実際の活動において、取締役等が兼務するほうが円滑に運営できる場合もあるのであり、それは会社自らの判断にまかしてもよい。

(三) 保険業法六条は、他の会社の「常務二従事」することを制限している。「常務二従事」とは、日常の事務を処理することである。その内容は必ずしも明確ではないが、常務に従事することになるかどうかは、その者の会社における地位を総合勘案して実質的に決せざるを得ない。⁴⁾ なお、この点について、「他ノ会社ノ常務」とは、取締役、支配人ま

たは常任監査役の資格において他会社の日常の事務を処理する意味である、と説く見解がある。⁽⁵⁾ 通常、取締役等の資格で他の会社の常務に従事することになるが、しかし、保険業法六条は、取締役等の「資格」において日常の事務を処理することを要求しているのではないから、このように限定的に解するわけにはいかない。また、「常務ニ従事」とは、事実上日常の勤務・職務の遂行を通じて他の会社の意思決定に関与し、あるいは経営に影響を与えるような立場・職務につくことを意味する、と狭く解する見解もある。⁽⁶⁾ しかし、保険業法六条は、取締役等の精力分散を防ぐ意味をもっているから、このように狭く解することはできない。

認可申請の手続については、保険業法施行規則にその定めがある。

保険業法六条の主務大臣の認可を受けようとする者は、申請書に左の書類を添付して申請の手続をしなければならぬ。ただし、他の会社が免許を得た保険会社である場合には三号・四号の書類は添付しなくてもよい（施行規則六条）。

① 履歴書（一号）

② その申請者の帰属する保険会社および常務に従事しようとする他の会社における常務の処理方法を記載した書面（二号）

その所属する保険会社と他の会社の常務がどのように行われているか、また認可申請人は、その保険会社と他の会社との常務をどのように時間を配分して行うか（たとえば隔日出勤、午前午後交代等）、これらを明らかにし、かつその処理する常務の範囲等を記載しなければならぬ。

③ 常務に従事しようとする他の会社の定款、株主名簿、最終の貸借対照表、事業報告書、損益計算書、利益の処分に関する書面、その他最近における業務、財産および損益の状況を知ることができる書面（三号）

損益計算書、財産目録、事業報告書、利益の処分に関する書面は、合名会社や合資会社の場合には、商法上その作成

が要求されていないので（商法三二条）、これに該当する書面で足りるものと解される。

④ 自己の帰属する保險会社と常務に従事しようとする他の会社との資本、取引その他の関係を記載した書面（四号）その保險会社と常務に従事しようとする他の会社との資本関係、取引関係、両会社の役員および株式等の関係（いわゆる親会社子会社との関係等の存否）、両会社の業務提携の内容について記載すべきことにならう。

以上の申請書の内容から、兼務しようとする役員の人物、兼務しようとする会社の内容および両会社の関係を知り、兼務が必要か否か、またそれが弊害をもたらすものでないか否か、主務大臣の認可の決定にあたって判断の資料となる。

二 金融関係業法の多くは、取締役等の兼職制限に関する規定を設けている。

銀行法七条は「銀行の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない」と規定している。この点、旧銀行法一三条は「銀行ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事セントストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」と規定していたが、昭和五六年改正銀行法は、「支配人」を兼職制限の対象から除外した。

この銀行法の兼職制限の規定の趣旨は、銀行の業務にたずさわる役員については、銀行業務のみに専念せしめることが望ましく、また銀行の役職員が他の営業に関係していることは、いわゆる情実貸出等の弊害を生じ、その資産内容を悪化せしめる原因となりやすいということに求められている。

保險業法六条の兼職制限に関する規定と同じ趣旨であるが、役職にある者がその業務のみに専念せしめることが望ましいことはいうまでもないが、これはむしろ会社の内部的な自治の問題であり、監督官庁がとくにこれに関与すべき問題でない。兼職制限は、むしろ他の企業の常務役員となり、特殊な関係をもつにいたり、本来の企業方針とは異なる取引を締結するに至るおそれもあり、それが延いてはその企業の不利益となり、保險会社や銀行であれば保險契約者や預

説 金者に不利益を及ぼすようなことのないよう図つたものとする点にウェイトがあると考ええる。

相互銀行法（昭和二六年法律第一九九号）一四条は、銀行法七条の取締役の兼職制限の規定を準用している。同じく、外国為替銀行法（昭和二九年法律第六七号）一一条も同じく準用規定を設けている。

証券投資信託法（昭和二六年法律第一九八号）二〇条の三は「委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けなければならない」と規定し、無尽業法（昭和六年法律第四二号）一九条は「無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」と規定している。無尽業法は、兼職制限の対象となる者に取締役のほか「支配人」をも加えている。

三 独占禁止法（昭和二二年法律第五四号）は、会社の役員または従業員は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合は、その兼任が禁止されている（一三条一項）。また、会社の役員または従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれか一の会社の総資産が二〇億円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなつた日から三〇日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ（一三条三項）。また、この兼任禁止規定を免れる脱法行為は禁止されている（一七条）。これらの禁止規定に違反した場合には罰則の規定の適用がある（九一条五号・七号）。常務役員の兼職についても、当然に独占禁止法のこれらの規定の適用がある。

四 商法二六四条は「取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為スニハ取締役会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス」と規定し、取締役の競業避止義務について規定している。

昭和一三年改正商法の「取締役ハ……同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得ズ」との部分、昭和二五年改正商法（昭和二五年法律第一六七号）は、削除している。この改正の理由として、第一に、昭和二五年改正法は、新しく取締役会制度を採用した結果、取締役は、もはや会社の機関でなく、したがって取締役に ついて競業禁止義務を認める必要はなく、また代表取締役については第三者のために会社の營業の部類に属する取引を なすことになるから、結局、取締役が同種の營業を目的とする他の会社の取締役となる場合についてはとくに規定する 必要がないということにあるといわれている。これに対して、大隅健一郎博士は、立法上、取締役の競業禁止について 定める以上、単に会社の營業の部類に属する取引をなすことをとらえるのみならず、同種の營業を目的とする他の会社 の無限責任社員または取締役となることをもとらえる方が適當である、と説いている。⁽⁷⁾第二に、取締役が他の競争会社 の役員となることは独占禁止法により禁止されているから（一三条）、商法ではとくに取締役が同種の營業を目的とする 他の会社の無限責任社員または取締役となることまでも禁止する必要はないということにあると見る見解もある。⁽⁸⁾この 点についても、大隅健一郎博士は、独占禁止法は、私的独占または不当な取引制限を排除して自由かつ公正な取引の確 保をはかるうとするものであつて、取締役の競争的行為を排除してその会社の利益の保護をはかるうとする商法の競業 禁止の制度とは、本来その目的を異にする、と批判している。⁽⁹⁾

いずれにしても現行商法二六四条一項の解釈としては、取締役が会社と同種の營業を目的とする他の会社の無限責任 社員または取締役となることは、独占禁止法に抵触しないかぎり認められることになる。このことは、合名会社や合資 会社の代表社員または株式会社社の代表取締役となる場合にも異ならないが、ただ、取締役が会社と同種の營業を目的と する他の会社の代表社員または代表取締役として、その会社のために代表行為をする場合には、第三者のために会社の 營業の部類に属する取引をなすことにあたることとなりうるので、その結果、商法二六四条の競業禁止義務に関する規

定が適用されることとなるのである。この場合、取締役会において、同種の営業を目的とする他の会社の代表社員または代表取締役となることについて、その会社の目的である事業の種類・性質・規模など事業内容の判断の資料となる重要事項を開示して承認を受ければ、個別的な取引ごとに取締役会の承認を受けることまで要求されないと解する。

保険会社の常務役員等が主務大臣の認可をえて、他の会社の常務役員等となつた場合でも、両会社相互間の取引については、両会社の取締役会の承認を要することになる（商法二六五条）¹⁰。

五 相互会社の機関についても商法の規定を準用している。保険業法六〇条は、商法二五四条一項・三項、二五四条ノ二から二五六条まで、二五七条一項・三項・四項、二五八条から二六二条まで、二六五条から二六六ノ三までおよび二六九条から二七二条までの規定を相互会社の取締役に準用している。商法二六四条の取締役の競業禁止義務の規定については準用していない。他方、商法二六六条の取締役の会社に対する責任の規定は準用しているのであるが、同条四項は「取締役が第二六四条第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキハ其ノ取引ニ因リ取締役又ハ第三者ガ得タル利益ノ額ハ第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額ト推定ス……」と規定している。保険業法六〇条は、商法二六四条の規定を準用してないのであるから、商法二六六条を準用するにあつては、同条四項を除く旨を規定しなければならないのであり、この点法律の体裁としては不備があるといわざるをえない。

保険業法が、相互会社の取締役について、商法二六四条の競業禁止義務の規定を準用していないのは、おそらく、常務役員等の兼職制限を定めた保険業法六条にゆだねる趣旨と解される。しかし、株式会社取締役につき競業禁止義務の規定の適用を受けるのに相互会社の取締役がその適用を受けないとするのは妥当性を欠くといわざるをえない。また、取締役の競業禁止義務の趣旨は、取締役が善良な管理者の注意をもつて委任事務を処理する義務を負い（商法二五四条三項、民法六四四條）、かつ会社のために忠実にその職務を遂行する義務を負うことから（商法二五四条ノ三）、自己の

個人的利益を追求することによって会社の利益を侵害してはならないことにある。具体的には、取締役がその地位に基づいて知りえた会社の営業に関する機密を利用して、会社の利益を排除または侵害して、自己の個人的利益を図ることを禁止することにある。これに対して、保険業法における常務役員等の兼職制限の趣旨は、常務役員等が他の会社の事業に関係することによって保険契約の締結、保険会社の資産運用等の面で弊害が生ずるおそれがあるのでそれを防止し、かつ保険事業の健全性を維持するとともにこれらの役員等について保険事業に専念させて精力が分散されることのないよう図ることにあるのであり、もとより、商法で定める取締役の競業避止義務の趣旨とは完全に一致するものではない。したがって、相互会社の取締役についてとくに商法に定める競業避止義務を免れさせる必要はなく、株式会社の場合と別異に規定しなければならない理由はない。

六 昭和二五年の保険業法改正法律最終草案⁽¹⁾(国会提案には至らなかった)〇一、〇九条一項は「保険事業者の役員又は職員(継続して保険事業者の業務に従事する者であつて役員以外のものをいう)は、他の同種類の保険事業を営む保険事業者若しくは損害保険代理店に地位を占め、又は生命保険募集人若しくは損害保険査定人になつてはならない」と規定し、同条二項は「保険事業者の役員又は『職員』は、証券業を営む会社に地位を占め又は証券業を営んではならない」と規定し、同条三項は「保険事業者の役員又は職員は、他の会社その他の法人若しくはその他の団体において『常務』に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない」と規定している。

さらに、同草案〇一、一〇条は「前条第三項但書の規定により認可を受けようとする者は、申請書に左の書類を添付しなければならない。但し、常務に従事しようとする他の会社又は組合が、〇一、一一の免許を受けた保険会社又は、〇五、一五の設立の認可を受けた保険組合であるときは、第三号及び第四号の書類は添付することを要しない」と規定

している。なお、〇一、一一条は保険事業の免許に関する規定で、一項は「保険事業は、この法律の定めるところにより、大蔵大臣の免許（保険組合にあつては、大蔵大臣の設立の認可）を受けなければ、これを行うことができない。但し、別に法律で定める場合はこの限りでない」と規定しており、〇五、一五条は、保険組合の設立の認可に関する規定で、一項は「……その事業が健全に行はれ公益に反しないと認められる場合にはその設立を認可しなければならない」と規定している。

同草案〇一、〇九条一項は、第一に、兼職制限の対象となる者に「職員」を含めている。ここでいう職員とは、同条一項の規定にあるように「継続して保険事業者の業務に従事する者であつて役員以外のもの」である。保険事業者の使用人は、通常これにあたることにならうが、保険業法で、とくに職員の兼職制限まで規定する必要はなく、労働協約や就業規則にゆだねれば足りることである。また、現行保険業法六条は、兼職制限の適用を受ける者は、「保険会社ノ常務ニ従事スル」取締役等であるのに、同草案〇一、〇九条一項では、常務に従事するか否かを問わないのであるが、この点は、同条二項および三項も同じである。第二に、保険事業者の役員または職員は、他の同種類の保険事業を営む保険事業者もしくは損害保険代理店に地位を占めてはならないと規定しているが、前者の「他の同種類の保険事業を営む保険事業者」に地位を占めてはならないとする点は、競業避止義務を定めたものであるが、「地位を占め」ということの内容は明らかではない。また「損害保険代理店」に地位を占めてはならないとする点は、その趣旨必ずしも明らかとはいえない。保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第一七一号。以下、保険募集法という）二条二項は「この法律において『損害保険代理店』とは、損害保険会社の委託を受けて、その保険会社のために損害保険契約の締結の代理をなす者……で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう」と規定している。損害保険会社の役員または使用人は、損害保険の募集を行うことができる（保険募集法九条）。しかし、これらの者の募集は、損害保険契約の締結の代

理ではなく、締結それ自体である。損害保険会社の役員または職員が損害保険代理店の役員となるような場合、いわば双方代理に類似の關係が生じ、弊害が生ずると考えたのであろうが、いずれにしても損害保険代理店に「地位を占める」ということの内容は明らかでなく、解釈によつては広がりを見る可能性があり、損害保険代理店に対して援助・指導することは実際にあることであることを考慮するならば、実態にそぐわないことにもなりかねない。いずれにしても「地位を占める」ことの内容を限定するなどして明らかにする必要がある。第三に、損害保険事業者の役員または職員は、損害保険査定人となることを禁止している。

損害保険査定人については、同草案第九章に規定している。○九、○一条一項は「損害査定人」とは、火災保険の保険事故発生の際、損害保険事業者若しくは外国損害保険事業者又は被保険者の委嘱により、報酬を得て損害査定をなすことを業とするものをいう」と規定し、同条二項は「損害査定」とは、損害の原因の調査又は保険契約の目的の価額若しくは損害額の鑑定をなすことをいう」と規定するなど損害査定人に関する一連の規定を設けている。なお、昭和五〇年四月に日本損害保険協会により、車両保険および対物賠償責任保険の損害調査を行う新たな資格制度として「アジャスター制度」が発足しているが、このアジャスターがここでいう損害保険査定人にあたるのかどうか。また、約款で、評価人および裁定人に関する規定をおいている。たとえば火災保険普通保険約款（一般物件用）二〇条一項は「保険価額または損害の額もしくは傷害の程度について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によつて選定する各一名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する一名の裁定人がこれを裁定するものとします」と規定している。各種の約款にも同趣旨の規定が設けられている。これらの評価人や裁定人もまた損害保険査定人にあたるのか、明らかではないが、公正に、保険価額や損害額を評価しなければならぬのであるから、損害保険会社の役員等は、

これらの評価人や裁定人となることはできないことは当然であろう。保険計理人（保険業法八九条）についても同様である。

同草案では、生命保険事業者の役員または職員が他の同種類の保険事業者に地位を占めてはならないことは、損害保険事業者の役員または職員の場合と同じ問題を含んでいる。また同草案では生命保険事業者の役員または職員が生命保険募集人となることを禁止しているが、保険募集法二条は、生命保険募集人の定義として、生命保険会社の役員（代表役員および監査役を除く）または使用人を含めており、生命保険事業者の役員または使用人も保険募集人となることができるのである。同草案一二、四五条二項は「生命保険募集人は、他の生命保険事業者の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保険事業者の委託を受けて募集を行うことができない」と規定しているにすぎないのであるから、生命保険事業者の役員または使用人が自己の生命保険事業者のための生命保険募集人となることはもとより可能である。ただ、この草案では、生命保険事業者の役員等は、生命保険募集人となることができないような体裁の規定であり妥当でない。

同草案〇一、〇九条二項は「保険事業者の役員又は『職員』は、証券業を営む会社に地位を占め又は証券業を営んではならない」と規定している。とくに証券業との兼職を制限した趣旨はなにか、証券業との兼職を認めることによつてどのような弊害が生ずるのか、明らかではない。比較的新しい立法である銀行法七条も「銀行の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない」と規定するにとどまる注目される。

同草案〇一、〇九条三項は、基本的に現行保険業法六条と同趣旨の規定であるが、現行保険業法六条は、兼職制限の対象となる者は、保険会社の常務役員等に限定しているのに、同草案では、「常務」役員等であるか否かを問わないのであるが、常務に従事していない役員等にも拡大することには疑問がある。また、同草案では「他の会社その他の法人若

しくはその他の団体において「常務に従事することを禁止している。現行保険業法六条は、「他ノ会社ノ常務」に従事することを禁止しているにすぎないのであるが、この点も広すぎるのではないかと思われるし、現行銀行法もまた他の会社の常務に従事することだけを禁止していることに注目しなければならぬ。さらに同草案では、事業を営むことをも禁止している。商法四一条は、支配人について営業禁止の規定をおいているが、商法上取締役についてはとくに営業禁止の規定を設けていないのである。保険業法でとくに事業を営むことの禁止規定を設ける必要があるのか、疑問である。草案の役員の兼職または兼業の制限規定については、上述したようにより綿密に検討を要する問題を含んでいるのである。

(1) 西原寛一・銀行法解説(昭和二年、日本評論社)八八頁参照。なお、保険業法研究会・前掲書五九頁は、社長、副社長、専務取締役、常務取締役の名称を有するものは、たとえ常務に従事しない場合であっても、兼職制限の適用があると解しているが、保険業法六条は、兼職制限の適用を受ける者を「常務ニ従事スル」取締役等にかざっているから、この見解には賛成しがたい。

(2) この点については、石田・保険業法の研究Ⅰ(昭和六一年、文眞堂)一六七頁以下参照。

(3) 西原・前掲書八八頁・八九頁、大蔵省銀行局編・金融関係法Ⅰ(昭和二八年、日本評論新社)一一〇頁、高橋編・前掲書四〇頁参照。

(4) 高橋編・前掲書二六七頁。

(5) 三浦義道・改正保険業法解説(昭和一五年、巖松堂)七一頁。

(6) 青谷和夫監修・コンメンタール保険業法(Ⅱ)(昭和四九年、千倉書房)二一九頁。

(7) 大隅健一郎・会社法の諸問題(増補版)(昭和三七年、有信堂)二九五頁。

(8) 西本寛一・株式会社重役論(昭和二六年、布井書房)九八頁。なお、昭和二五年の商法改正当時の独占禁止法一三条の規

定は、会社の役員または従業員は、その会社と競争関係にある他の会社の役員の地位を兼ねてはならないと規定していた。現行独占禁止法の役員兼任の規定よりも厳しいといえよう。

(9) 大隅・前掲書二九五頁・二九六頁。なお、この点については、本間輝雄・新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2) (昭和六二年、有斐閣)二二二頁・二二二頁参照。

(10) 兼任取締役の直接取引につき、判例は、約束手形の振出人である会社の取締役が、たとえその振出名義を他の代表取締役名義をもってした場合でも、受取人である会社の取締役を兼ねているときは、商法二六五条の適用がある、と判示し、(東京地判昭和三〇年一〇月二二日下級民集六卷一〇号二二二頁)、また、会社が自己の代表取締役が代表取締役を兼ねている他の会社に対し手形を振出す行為は、事実上別人が他の会社の経営の責任者であっても、商法二六五条にいわゆる取引にあたる、と判示し(東京地判昭和四三年六月一〇日訟務月報一四卷八号八六六頁。同趣旨の判例として、東京高判昭和四五年九月二二日判例時報六一二号八四頁)、さらに、甲会社の代表取締役が乙会社の取締役を兼ねている場合、その者が乙会社の名目的取締役にすぎなくても、甲乙間の取引には商法二六五条の適用がある、と判示し(東京地判昭和四五年二月一〇日判例時報五九五号九一頁)、また、代表取締役が会社を代表して自己が取締役である他の会社を支払人とする為替手形を自己指図で振出し、その会社が振出人兼所持人である会社の求めに応じて引受行為をするのは、支払人会社の取締役が第三者たる振出人兼所持人会社のためにこれを代表して支払人会社と取引したものであり、特段の事由のない限り右取引は商法二六五条の規定する直接取引にあたる、と判示し(大阪高判昭和四五年八月二九日高裁判集三三卷三号四九八頁)、最高裁判決として、会社が自己の取締役に代表取締役を兼ねている他の会社に宛てて約束手形を振出す行為も、原則として商法二六五条にいわゆる取引にあたる、と判示し(最高二小)判昭和四六年二月二三日判例時報六五六号八五頁)、また、同一人が二個の会社の代表取締役を兼ねている場合には、両会社相互の取引についても商法二六五条の適用があり、両会社の取締役会の承認が必要である、と判示している(東京地判昭和四七年二月一四日判例時報六六八号八五頁)。なお、会社の手形振出につき、会社の取締役が受取人である会社の代表者である結果、右手形振出が商法二六五条の取引にあたるか否かは、右取締役が受取人会社の実質上の代表取締役であるか否かという、この実質に即して決せられるべきであるという判決例もある(東京地判昭和五五年一月二八日判例時報九九四号一〇五頁)。また、手形の振出人である会社の取締役社長が、同時に受取人である銀行の専務取締役であるという一事をもって、直ちに同人が右取引につき両会社を代表したものと認められないとす

る判決例（東京地判昭和六年一月三〇日法律新聞三二六七号四頁）もあつた。

兼任取締役の間接取引につき、甲会社の代表取締役が甲会社を代表して、自己が代表取締役を兼ねている乙会社の債務を引受けるには、甲会社の取締役会の承認を必要とする判決例（東京地判昭和三六年九月一日下級民集一二巻九号二二六頁）、甲乙両会社の代表取締役を兼ねている者が、乙会社の債務を担保するために甲会社を代表してその財産に抵当権を設定したときは商法二六五条が適用されるとする判決例（東京地判昭和三八年一月三〇日下級民集一四巻一号一二七頁）、また、甲会社の代表取締役である者が、甲会社を代表して、自己が代表取締役をしている乙会社の債務の保証をするには、商法二六五条を類推適用して甲会社の取締役会の承認を得なければならないとする判決例がある（大阪高判昭和四〇年一〇月一九日高裁民集一八巻六号五〇五頁）。最高裁判決として、甲乙両会社の代表取締役を兼ねている者が、甲会社の債務につき、乙会社を代表してする保証は、甲会社の利益にして、乙会社に不利益を及ぼす行為であつて、商法二六五条にいう取締役が第三者のためにする取引にあたるとする判決例（最高（一小）判昭和四五年四月三日民集二四巻四号三六四頁）、また、甲乙両会社の取締役が実質上自己が代表取締役である甲会社の債務について、個人として連帯保証するとともに、乙会社を表面的に代表し連帯保証をした行為は、商法二六五条にいう取締役が第三者のためにする取引にあたるとする判決例もある（東京地判昭和四九年一〇月一五日下級民集二五巻九一一二合併号八三二頁）。

なお、昭和五六年法律第七四号により、商法二六五条一項は「会社が取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役トノ利益相反スル取引ヲ為ストキ亦同ジ」の文言を付加した。いわゆる間接取引についても利益相反取引にあたることを明らかにしている。

(11) 昭和二五年一月に、保険募集法、損害保険料率算出団体に関する法律および外国保険事業者に関する法律のすべてを含む、さらに保険事業者の経理に関する規定や組合保険の内容を盛った保険業法改正法律最終草案が発表された。この法律案は、第一〇通常国会に提出される予定であつたが、組合保険の内容については協同組合関係者の強い反対があり、また生損保両業界から再検討を要請されるなどして、国会提案までに至らなかつた。この点については、生命保険協会編・昭和生命保険史料第五巻再建整備期（昭和四八年）一一〇二頁以下参照。

三 損害保険代理店と競業禁止義務

一 損害保険代理店は、損害保険会社のために保険契約の締結を代理することを業とするものであり、商法上の代理店である。商法上、代理商とは、商人の用人ではなく、一定の商人のために平常すなわち継続的に、その営業の部類に属する取引を代理（締約代理商）または媒介（媒介代理商）するものである（商法四六条）。

保険募集法二条二項は「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その保険会社のために損害保険契約の締結の代理をなす者……で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう」と規定している。そこで、損害保険代理店と本人である損害保険会社との法律関係は、損害保険代理店委託契約書の定めるところによることになる。

代理商は、本人の許諾がなければ、自己もしくは第三者のために本人の営業の部類に属する取引をなし、または同種の営業を目的とする会社の無限責任社員もしくは取締役となることはできないとして（商法四八条一項）、代理商の競業禁止義務について定めている。ただ、支配人の場合と異なり、禁止の範囲が競業行為だけに限られ、一般に営業をなし、または会社の無限責任社員、取締役もしくは他の商人の使用人となることは差し支えない（商法四一条一項参照）。代理商が競業禁止義務に違反した場合には、本人は、介入権を行使することができる（商法四八条二項、四一条二項・三項）。ところで、損害保険代理店委託契約書標準様式一四条は「代理店は、他の保険会社と損害保険代理店契約を締結した場合には、遅滞なく、これを会社に通知しなければならない」と規定し（一項）、また、「代理店は……会社が委託した保険種類およびこれに類似する保険につき損害保険代理店契約を締結する場合には、あらかじめ会社の承認を得なければならぬ」と規定し（二項）、さらに「代理店は、他の保険会社との間に締結された損害保険代理店契約を解除したときは、遅滞なく、会社に通知しなければならない」と規定している（三項）。損害保険代理店が会社の承諾をえないで、

他の会社と代理店委託契約を締結した場合には、前者の会社は、損害保険代理店契約を解除することができることは明らかである。この点、前記標準様式二〇条三項一号は「代理店がこの契約書または付属約定書の規定に違反した場合」、「何時でも、文書により告知して、この契約の全部または一部を解除することができる」と規定しており、損害保険代理店がこの会社の承諾をえないで、他の会社と代理店委託契約を締結することは、この委託契約書に違反することは明らかであるから、この条項に基づいて前者の会社は、損害保険代理店委託契約を解除することができることになる。

二 ところで、独占禁止法は、不公正な取引方法を禁止している(二条九項・一九条)。不公正な取引方法とは「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること」と規定している(二条九項四号)。さらに、不公正な取引方法の公正取引委員会一般指定告示一では「不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること」とされ、不当な排他条件付取引を禁止している。この一般指定告示にいう「不当性」とは、「公正な競争を阻害するおそれ」と同義と解されており、排他条件付取引により競争者の市場接近が不当に阻害され、これが市場独占に結びつくおそれがあることと解されている。上述したように、損害保険代理店は、商法上の代理商であり、したがって代理商は競争禁止義務を負うし、また上述の委託契約書に反した場合に、代理店委託契約を解除することができるとしても、独占禁止法に違反しないかどうかが当然に問われなければならない。商法上、代理商に競争禁止義務が定められていることから、代理店委託契約の解除が不公正な取引方法にならないとする見解もあるが、¹⁾商法上、代理商に競争禁止義務が定められているというだけで、およそ独占禁止法の適用が排除されるとするのは妥当でなく、それが「公正な競争を阻害するおそれ」があれば、商法上の代理商であっても独占禁止法の適用を免れるものでないと考える。²⁾実質的に現在の損害保険の取引において、損害保険代理店に競争禁止義務に基づいてその違反の場合に代理店委託契約を解除することが「公正な競争を阻害するおそれ」があるとは考えにくいと

三 現在、複数の損害保険会社と代理店委託契約を締結している、いわゆる乗合代理店が認められている。保険募集法一〇条は、生命保険募集人について「生命保険会社は、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して、募集を委託してはならない」と規定し（一項）、さらに「生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員若しくはこれらの者の使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託を受けて募集を行い、若しくは他の生命保険会社の委託を受けて募集を行う者の役員若しくは使用人として募集を行うことができない」と規定し（二項）、乗合を禁止しているが、損害保険代理店についてはとくに弊害がないという理由で禁止していない。かつて大正一三年には、大都市に所在する損害保険代理店については五社まで、その他は三社までとする業界内の制限規定を設けていたが、今日では、このような制限はない。

損害保険会社では、現在、研修社員制度をおいている。この制度は、将来代理店になることを前提として、一定期間保険会社に採用され、社員として研修を受けるもので、代理店研修生とか特別研修生ともいわれている。保険会社としては、この研修社員を一定期間雇用することになるので固定給や研修費用を投資し、専属代理店の育成に努めており、昭和五五年改定のノンマリン代理店制度の一環として、研修社員制度が明確に認められ、昭和五五年六月二五日付の大蔵省銀行局長通達に基づき、研修社員に対して研修後四ヵ月以内に初級資格テストまたは普通資格テストの合格を義務づけるなどの手当をした。研修社員を経た代理店の場合には、他の会社がその者をして乗合代理店にしたり、また専属代理店とするようなことは、むしろ公正な競争を害することになるのであり、したがって、所属の損害保険会社としては、その損害保険代理店が競争避止義務に違反した場合には、代理店委託契約を解除するなどの方法を採用したとしても独占禁止法に反するものでないと考ええる。この点、通常の損害保険代理店の場合とは異なる解釈をしてもよいと考ええる。

(1) 田中誠二・新版経済法概説〔再全訂版〕(昭和五三年、千倉書房) 二八八頁。

(2) 同趣旨のものとして、今村成和・独占禁止法〔新版〕(昭和五三年、有斐閣) 一三八頁、松下満雄「商品の流通機構」現代企業法講座第四卷企業取引(昭和六〇年、東京大学出版会) 一三九頁・一四〇頁、江頭憲治郎「代理商の競争禁止義務と独占禁止法上の不公正な取引方法」鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題上(昭和五〇年、有斐閣) 三三頁以下。学説の詳細はこれらに譲る。

四 あとがき

現在、各国の保険監督法の改正の動向を見極め、今日の保険事業をめぐる社会経済の環境の変化に対応すべく保険業法(外国保険事業者に関する法律を含む)や保険募集の取締りに関する法律等の見直しが論議されているのである。本稿では、保険業法における取締役等の兼職制限を中心に、さらに損害保険代理店の競争避義務の問題点を指摘した。

第一に、監査役については、保険業法六条も銀行法や証券取引法にならって兼職制限の対象から除外してもよいことを主張した。第二に、支配人についても、商法で一応兼職制限の規定を設けているのであるから(商法四一条一項)、この点についても銀行法や証券取引法と同じく保険業法六条の兼職制限の対象から除外してよいことを主張した。

近時、損害保険事業、生命保険事業のいずれも関連会社の活用が唱えられ実現されているのであるが、その観点からも、保険業法における取締役等の兼職制限は、上述のように限定的であつても差し支えなく、監督官庁がそこまで深く干渉する必要はなく、保険会社の判断にゆだねてもよいと考えられるのである。他方、損害査定人や保険計理人(保険業法八九条)についても、その職務の性質上兼職制限の対象に加えるべきか、なお検討の余地がある。

A Restriction of Interlocking Officers in Insurance Companies

Mitsuru ISHIDA*

The provision of Article 6 of Japanese Insurance Business Law prescribes, "If a director, auditor or manager engaged in regular business of an insurance company wishes to be engaged in regular business of any other company, also, he shall obtain the approval thereof from the competent Minister."

If a director et cetera engaged in regular business engages himself in regular business of any other company, it is possible to exert a harmful influence upon the investment of assets. Therefore, the provision of Article 6 of Japanese Insurance Business Law prohibits the interlocking director et cetera.

At present, it is the important problem to reform the Japanese Insurance Business Law to conform to the insurance business.

I assert in this article below;

(1) Concerning the auditor, it shall be excluded from the regulation of Article 6 of Insurance Business Law on the model of Securities Exchange Act and Banking Law.

(2) Concerning the manager, it shall be excluded from the regulation of Article 6 of Insurance Business Law.

(3) Concerning the adjuster and the actuary (Article 89 of Insurance Business Law), they shall be included in the regulation of Article 6 of Insurance Business Law.

*Sophia University Prof.